

横浜市技能文化会館 1 階旧喫茶スペース活用事業者公募要項

横浜市技能文化会館 1 階旧喫茶スペースの活用を希望する事業者を次のとおり募集します。

1 公募の概要

- (1) 目的 横浜市技能文化会館（以下、「会館」という。）の設置目的（技能職の振興、雇用による就業の機会の確保、勤労者の福祉の増進及び文化の向上）に則し、当スペースを活用して会館利用者の利便性向上に資する取組を実施する事業者を募集します。また、活用を通じ、大通り公園リニューアル等、周辺環境の変化に対応し、周辺施設との連携による集客力向上や地域の活性化を期待します。
- (2) 場所 中区万代町 2 丁目 4 番地 7
横浜市技能文化会館 1 階(別図参照)
- (3) 面積 48.32 m²
- (4) 活用方法 地方自治法第 238 条の 4 第 7 項に基づく行政財産の目的外使用
- (5) 使用期間 使用を許可した日から令和 13 年 3 月 31 日まで
※使用許可は年度ごとに決定し、上記期間中は、特別の事情のない限り許可を更新します。
※更新は、運営状況、法令遵守状況、市の施策方針等を総合的に勘案し判断します。
※使用許可期間には、開設に係る改装工事等の準備期間及び期間満了に伴う原状回復期間を含みます。
- (6) 使用料 横浜市公有財産規則に基づき毎年度算定します。
(参考：令和 8 年 5 月時点月額使用料 76,089 円)
- (7) その他活用に当たっての諸条件の詳細は別紙 1 「活用に当たっての条件」をご確認ください。

2 公募スケジュール

- (1) 公募のお知らせ 令和 8 年 7 月 1 日（水）
- (2) 公募要項に関する質問受付 令和 8 年 7 月 1 日（水）から
令和 8 年 7 月 31 日（金）17:00 まで（必着）
- (3) 施設見学会 令和 8 年 7 月 15 日（水）、令和 8 年 7 月 16 日（木）のいずれか
1 日 1 時間程度（希望制）
- (4) 公募要項に関する質問回答 令和 8 年 8 月 7 日（金）
- (5) 応募書類の受付期間 令和 8 年 9 月 1 日（火）から
令和 8 年 9 月 16 日（水）17:00 まで（必着）
- (6) 審査・選定（面接審査実施） 令和 8 年 10 月中

- (7) 選定結果の通知・公表 令和8年11月上旬
- (8) 目的外使用の許可申請 令和8年11月以降（選定結果の通知・公表以降）
- (9) 目的外使用の許可 令和8年12月以降（市と事業者で協議。申請の日から1か月程度後。）

3 応募条件等について

(1) 応募資格

次の全ての条件を満たす法人、団体、または共同企業体であること。

ア 営業上の行政処分を過去3年以内に受けていないこと。

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定により、本市における入札参加を制限されていないこと。

ウ 横浜市指名停止等措置要綱に基づく一般競争参加及び指名停止等の措置を受けていないこと。または、令和7・8年度横浜市一般競争入札有資格者名簿に登録が認められている者以外で、同要綱別表1から別表3までの各号に掲げる措置要件及び当該各号に定める期間に該当する者でないこと。

エ 法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等の租税を滞納していないこと。

オ 経営不振の状況（破産手続、更生手続、再生手続その他類似の手続の開始決定がされ、特別清算手続その他の清算手続が開始され、又は手形取引停止処分がなされている状況をいう。）にある者でないこと。

カ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主催者その他の構成員又は当該構成員を含む団体でないこと。

キ 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員と密接な関係を有すると認められる者でないこと。

ク 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者でないこと。

(2) 共同企業体

共同企業体の応募資格は上記「(1) 応募資格」に記載の内容（以下、「応募資格」という。）に加え、以下の通りとします。

ア 分担履行方式による特定共同企業体であること。

イ 構成員の組合せは、応募資格を満たす者による組合せであることとし、いずれの構成員が代表者となるかについては、当該共同企業体の構成員の選定に委ねることとする。

ウ 共同企業体の結成方法は、応募資格を満たす者による自主結成とする。この場合、当該応募において、同時に2以上の共同企業体の構成員となることはで

きない。

エ 共同企業体の代表者は応募書類の受付期間中に共同企業体の結成に関する申請書（様式 3）を作成し、押印したものを提出しなければならない。

※共同企業体は民法第 667 条以下に規定される組合であり、法人格を有さず、権利義務の帰属主体とはならない。このため、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項に基づく行政財産の目的外使用許可の名宛人として共同企業体を指定することはできない。本件については、（様式 3）にて届出のあった、共同企業体の代表者を名宛人とし、使用を許可するものである。

オ（様式 3）の提出後に、共同企業体のいずれかの構成員が応募資格を有することの確認ができなかった場合又は確認後に喪失した場合において、応募期間中に応募資格を有する他の者（既に当該公募に係る応募資格の確認を受けた者を除く。）を補充することができる場合は再度共同企業体を結成し公募に参加させることができるものとする。

（3）費用負担

応募に関して必要となる費用は応募者の負担となります。

4 応募の手続き

（1）募集期間

令和 8 年 9 月 1 日（火）から令和 8 年 9 月 16 日（水）17:00 まで（必着）

（2）応募書類の提出先、問い合わせ先

横浜市経済局市民経済労働部雇用労働課 技能文化会館担当

Mail : ke-ginou@city.yokohama.lg.jp

電話:045（671）4098

（3）応募書類の提出方法

電子メール

（4）提出書類

次のア～キを提出してください。必要に応じて、その他の書類の提出を求めることがあります。

ア 事業者応募申込書（様式 1）

イ 企画提案書

※企画提案書の記入にあたっては、別紙 2「提案書記入要領」をお読みください。

ウ 税務署発行の直前 2 年間の納税証明書「その 3 の 3」の写し（法人税・消費税及び地方消費税について未納税額の無い証明書になります。発行日から 3 か月以内のもの。）

エ 横浜市に納税義務のある法人は直前 2 年間の法人市民税に滞納のないことを証

明するものの写し（例：「入札参加資格申請」用の納税証明書。発行日から3か月以内のもの。）

オ 法人登記履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）の写し（発行日から3か月以内のもの）

カ 代表者の印鑑証明書の写し（発行日から3か月以内のもの）

キ 運営に必要な許認可等の写し（取得予定の場合はその内容を記したもの）

5 施設見学会

本公募に応募資格があり希望する事業者を対象に、施設見学会を実施します。希望する場合は、「施設見学会申込書（様式4）」を電子メールで提出してください。事前申込みが必要です。

- ・ 申込期間：令和8年7月1日（水）から令和8年7月13日（月）17：00（必着）
- ・ 見学日時：令和8年7月15日（水）11：00から12：00、13：00から14：00
令和8年7月16日（木）11：00から12：00、13：00から14：00
- ・ 申込先：ke-ginou@city.yokohama.lg.jp

※申込の電子メールの件名は【現地視察申込】としてください。

※見学の時間は1時間程度、日時は申込後に調整します。

※見学は他事業者と一緒にご参加いただく場合があります。

※当日、名札等事業者名の分かるものは付けずにご参加ください。

6 質問の受付

質問がある場合は、質問書（様式2）に質問事項を記入して、電子メールにより、下記の期限までに送付してください。電子メール以外での質問は受け付けません。

質問の提出期限 令和8年7月31日（金）17:00（必着）

質問の送付先 ke-ginou@city.yokohama.lg.jp

※電子メールの件名を「【技能文化会館1階スペース活用事業者質問書】 御社名」としてください。

質問に対する回答の公表 令和8年8月7日（金）（予定）

質問に対する回答は、下記、本市ホームページ上に掲載します。

URL：<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/keizai/other/kyukissa.html>

7 面接審査

（1）日時

10月中に実施します。面接審査の会場等の詳細は令和8年9月1日（火）までに下記、本市ホームページ上に掲載します。

URL : <https://www.city.yokohama.lg.jp/business/keizai/other/kyukissa.html>

(2) 面接審査の進め方

以下の手順で審査を進めます。

ア 面接審査の順番は、提出書類の受付順とします。

イ 応募者はプロジェクターを使用して企画提案書の記載内容に沿ってプレゼンテーションを行い、その後、質疑を行います。

※プレゼンテーション：10分、質疑10分 計20分。

(3) 評価の方法

評価項目及び評価の視点については、「9 選考基準」参照。

8 選考方法、結果の通知

「選考委員会」が提出書類・面接審査を基に評価を行い、評価の最も高い事業者を活用事業者として選定します。面接審査の実施日については横浜市より応募者に連絡します。

選考の結果については、応募者に通知するとともに、横浜市のウェブサイトで公表します。

URL : <https://www.city.yokohama.lg.jp/business/keizai/other/kyukissa.html>

9 選考基準

項目	配点	評価の視点
販売品目、サービス等	15	・会館の設置目的・利用者属性との適合（技能文化会館にふさわしいか） ・「この場所でも成立する」現実性（設備制約・面積・動線等の前提を踏まえているか） ・コンプライアンス等配慮
配置計画（レイアウト）	15	・運営しやすさ（動線、バックヤード、レジ位置、視認性等） ・利用者の使いやすさ（滞留、回遊、混雑時の安全等） ・施設・消防・避難動線への配慮（避難経路阻害がない）
技能職の振興、雇用による就業の機会の確保、勤労者の福祉の増進及び文化の向上あるいは会館利用者の利便性向上に資する取組	10	・会館目的に直結する取組（技能振興・雇用・勤労者福祉と文化の向上） ・実施頻度・体制・費用負担・実施手順等まで具体的か（実現可能性） ・利用者への効果が測れるか（KPI 例：参加者数、満足度等）

円滑な運営について	10	・運営方法が具体的（営業時間、開閉店、清掃、在庫、金銭管理等） ・責任者・スタッフ体制（責任分界、代替要員、繁忙対応等） ・市/会館との連絡調整の仕組み
継続運営の実現性（収支計画）	10	・収支計画の妥当性（売上根拠、費用の見積り根拠、利益水準） ・資金繰り（運転資金、赤字耐性）
環境への配慮	5	・簡易包装、リユース/リサイクル、エコ商品の活用等 ・廃棄物削減（食品以外でも、紙・プラ・販促物・梱包材等） ・省エネ運用（照明・電化製品等の利用における配慮等）
障害者への配慮	5	・バリアフリー（通路幅、着席スペース） ・情報アクセシビリティ（文字サイズ、色覚配慮、筆談、ピクト、WEB 対応等） ・スタッフ対応（合理的配慮の研修、手順等）
利用者からのクレーム・要望への対応方法	5	・受付チャネル（対面/電話/メール/フォーム等） ・初動（一次対応の期限、責任者エスカレーション等） ・記録・再発防止（ログ、原因分析、改善の共有等） ・会館・市への報告・調整等
防犯対策、安全・衛生管理及び災害・緊急時の対応	5	・防犯（現金管理、レジ運用、監視、閉店時手順等） ・安全・衛生（清掃頻度、消毒、異物混入、害虫対策、体調不良者対応等） ・災害・緊急（火災/停電/地震、避難誘導、緊急連絡・報告等）
その他運営事業者独自のセールスポイント	20	・独自性（他者では代替しにくい強み） ・実装可能性（コスト・体制・スケジュール等） ・会館側メリット（広報、来館者満足、運営負担軽減等）
総得点	100	

※ 企画提案書及び応募者がこの公募要項の諸条件等を満たさない場合は失格とします。
また、内容等が著しく劣る審査項目がある場合は「不適」と判断し、失格とします。